# 若者の就業体験支援補助金交付要綱

令和７年５月15日

改正　令和８年５月１日

久慈地域キャリア教育実行委員会

（趣旨）

第１　久慈地域のキャリア教育事業の推進を図ることを目的として、久慈地域の事業所において実施するインターンシップ等に参加した学生等に対し、補助金交付規則（平成18年久慈市規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱により若者の就業体験支援補助金（以下「補助金」という。）を、予算の範囲内で交付する。

（定義）

第２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 久慈地域　久慈市、洋野町、野田村及び普代村をいう。

(2) インターンシップ等　学生等のキャリア形成支援に係る取り組みであって、久慈地域の事業所に学生等が訪問して行われるものをいう。

(3) 学生等　学校教育法(昭和22年法律第26号)に定める大学、短期大学、高等専門学校又は専門学校（以下「大学等」という。）に通う学生をいう。

（補助金の交付の対象者）

第３　補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、学生等であって久慈地域でインターンシップ等を卒業又は修了する年度の２月末までに実施した者とする。ただし、次に掲げる事業所においてインターンシップ等を実施した場合には、補助対象者としない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の風俗営業者

(2) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するもの。

(3) ３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めていること。

(4) その他委員長が不適当と認めたもの。

（補助対象経費）

第４　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、インターンシップ等の取り組みに参加する場合にかかる旅費、宿泊料（以下「旅費等」と

いう。）であって、補助対象者が支払ったものとする。

（交付回数）

第５　補助金の交付は、一つの年度につき３回を限度とする。

（補助金の額等）

第６　補助金の額は、補助対象経費又は一般職の職員等の旅費に関する条例（平成18年久慈市条例第47号）の規定に基づき計算する旅費等のいずれか金額の低い方の額から次の各号に掲げる経費を控除した額とし、30,000円を上限とする。

(1)　企業・団体等から支給された旅費等

(2)　公益財団法人ふるさといわて定住財団から支給される就職活動交通費

(3)　その他インターンシップ等に係る旅費等を補助する事業を通じて補助された費用

（補助金の交付の条件）

第７　次に掲げる事項は、補助金の交付の決定に付する条件とする。

(1)　委員長が、予算の執行の適正を期するために必要な報告を求め、又は、事務局員に事業所に立ち入り帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは、関係者に質問させることができること。

(2)　虚偽の申請であることが明らかとなった場合に補助金の全額を返還すること。

（提出書類及び提出期日）

第８　規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

制定文　抄

令和７年５月15日から施行する。

改正文　抄

令和８年５月１日から施行する。

別表（第９関係）

| 条項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期日 |
|---|---|---|---|---|
| 規則第４条及びの第13条第１項規定による書類 | 若者の就業体験支援補助金交付申請書兼請求書 | 様式第１号 | １部 | 別に定める。 |
| | (1)　若者の就業体験支援補助金の交付に関する同意書 | 様式第２号 | １部 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | ⑵　インターンシップ等実施証明書<br>⑶　在学証明書（学年の確認ができるもの）<br>⑷　補助対象経費の支払いが確認できる領収書又は補助対象経費の内容が確認できる書類等<br>⑸　その他委員長が必要と認める書類 | 様式第３号 | １部<br>１部<br>１部 | |